

(証券コード8771)

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
eGuarantee イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江 藤 公 則

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルームA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項：1. 第20期(自2019年4月1日至2020年3月31日)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期(自2019年4月1日至2020年3月31日)
計算書類報告の件
決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト <http://www.eguaraantee.co.jp/ir/library/>

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、2020年2月以降顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、当連結会計年度における企業倒産件数は前年度比5.3%増加の8,480件（帝国データバンク調べ）となっており、倒産動向に変化が見られました。

このような環境下、信用リスク保証サービスは引き続き堅調に推移いたしました。新規顧客の増加を図るべく販売チャネルとの取り組みを強化するとともに、当社サービスの活用により、企業が行っている与信管理や債権回収の業務効率化を提案するなどのコンサルティング営業を展開いたしました。また、既存顧客向けWebサービスの浸透を図ったことで保証先の追加や保証枠の増額依頼が増加しました。

事業法人向け保証サービスに係る売上高は5,786,589千円(前期比6.9%増加)となりました。

金融法人向け保証サービスに係る売上高は170,145千円(前期比6.9%増加)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は5,956,734千円(前期比6.9%増加)、営業利益2,718,802千円(前期比8.2%増加)、経常利益2,751,004千円(前期比7.8%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益2,301,198千円(前期比39.3%増加)となりました。また、当連結会計年度末における保証残高は、前連結会計年度末比で13.0%増加し、439,185,721千円となりました。

商品別売上高

(単位：千円)

区 分 別	期 別		第19期		第20期 (当連結会計年度)	
			自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
事業法人向け保証サービス	5,414,335	97.1%	5,786,589	97.1%		
金融法人向け保証サービス	159,138	2.9%	170,145	2.9%		
計	5,573,474	100.0%	5,956,734	100.0%		

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は111,866千円であります。その主な内訳は、ソフトウェアの基幹システム更新及びその周辺ツール開発による支出98,734千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第17期	第18期	第19期	第20期
	自2016年4月1日 至2017年3月31日	自2017年4月1日 至2018年3月31日	自2018年4月1日 至2019年3月31日	(当連結会計年度) 自2019年4月1日 至2020年3月31日
売 上 高	4,577,000	5,105,319	5,573,474	5,956,734
経 常 利 益	2,152,794	2,302,516	2,552,263	2,751,004
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,335,754	1,468,570	1,651,814	2,301,198
1株当たり当期純利益	32円27銭	34円88銭	39円11銭	54円14銭
総 資 産	11,733,486	14,368,594	16,427,224	16,444,743
純 資 産	8,275,593	9,440,332	10,960,981	12,798,155

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P 信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。
3. 当社は、2018年3月16日付及び2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第17期	第18期	第19期	第20期
	自2016年4月1日 至2017年3月31日	自2017年4月1日 至2018年3月31日	自2018年4月1日 至2019年3月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売 上 高	4,822,412	5,429,684	5,917,290	6,100,448
経 常 利 益	1,962,485	2,160,578	2,436,476	2,605,120
当 期 純 利 益	1,341,586	1,468,948	1,654,119	2,301,630
1株当たり当期純利益	32円41銭	34円89銭	39円16銭	54円15銭
総 資 産	10,688,420	13,413,094	15,522,416	15,503,772
純 資 産	7,174,531	8,426,461	9,939,468	11,706,122

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P 信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。
3. 当社は、2018年3月16日付及び2018年8月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いております。

当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業(金融機関等を含む)から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化(リスク移転)という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先(顧客)」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額なリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① 信用リスク受託規模拡大のための既存提携先との関係強化及び販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、既存提携先との関係強化及び販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。現状、当社グループは本事業分野において先行者メリットを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。当社グループは、既に地方銀行を中心とした全国的な販売網を構築しておりますが、提携先地方銀行との関係をより一層強化していくとともに、地方銀行以外の様々な業態の提携先を拡大し、さらなる販売網拡充に取り組みます。

② 企業の信用情報データベースを活用した事業展開に関する取組み強化

当社グループは、日本国内において最大級の法人向け信用リスク保証会社であり、企業間取引における様々な情報を取得し、膨大な企業の信用情報データベースを保有する日本でも有数のビックデータ企業であります。今後は、これらのデータベースビジネスを核とした成長戦略を展開するとともに信用情報データベースを活用した事業展開に関する取組みを強化してまいります。

③ 金融法人及びフィンテックを活用した金融サービスを提供する企業に向けた保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関が持つ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネス、融資にかかるリスク受託あるいは売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

また、法人向け決済代行サービスや給与の立替払いサービスなどフィンテックを活用した新たな金融サービスを提供する企業に対するリスク受託も行っていくことで、将来の成長分野に対する取組みを強化していく方針であります。

④ 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに契約数の増加に伴い既契約の維持が重要となっております。従いまして、保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでいくとともに更改契約専門のチームを編成し、更改契約の管理体制を強化するなど契約更改率の維持向上を図ってまいります。

⑤ 審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、足元で大きな変動がみられる昨今の倒産動向にあわせて、日々収集している動的な情報を活用し、信用リスクを定量的・定性的に分析することで、タイムリーかつより柔軟な価格や保証枠の設定を行いながら信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

さらに、日々増大する信用関連情報のデータベースを活用し、システムにより倒産確率を自動計算することで個社毎に精緻な倒産確率を算出するなど、審査業務の自動化を推進してまいります。

⑥ 流動化手法の多様化

現在当社グループは、受託したリスクについて数多くのファンドを含めた幅広いリスク移転先を確保し、流動化手法を多様化しております。今後も更なる流動化手法の多様化に取り組むべく、新たなリスク移転先を開拓することで、安定したリスクの受託及び流動化体制の構築に努めてまいります。

⑦ リスク受託プロセスの高度化

独自に算出した業種毎や個社毎の倒産確率を活用し、リスクセグメントや様々な諸条件に合わせた最適な流動化先の選定業務を自動で行えるよう流動化先選定プロセスのシステム化を推進し、更なる流動化手法の精緻化・最適化を実現します。これにより、信用リスクの受託・分析・審査・流動化という一連のリスク受託プロセスの高度化を図ります。

⑧ 信用リスク受託規模拡大を見据えたWebの活用による各種契約事務の省力化及びバックオフィス業務のスリム化

顧客とのインターフェースをWeb化することにより、契約申込や契約更新、契約内容の変更などにかかる各種契約事務を省力化し、顧客利便性を向上させるとともに、契約書発行やデータ登録業務などのバックオフィス業務の更なるスリム化を推進するなど、信用リスク受託規模の拡大に対応した組織体制の構築に取り組んでまいります。

(10) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
事業法人向け保証サービス	売掛債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権未回収リスクを受託するサービス
金融法人向け保証サービス	金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービス

(11) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本 社 : 東京都港区

支 店 : 大阪 (大阪市)、北海道 (札幌市)、名古屋 (名古屋市)、九州 (福岡市)

(12) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
142名	14名 (減)	32.6歳	5.5年

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
138名	12名 (減)	32.5歳	5.3年

(注) 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(13) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	当社の 出資比率	主要な事業内容
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	10,000千円	100%	システム開発・保守業務の受託及び不動産の賃貸・管理業務
アールジー保証株式会社	100,000千円	80%	小口売掛債権の保証サービス
イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社	10,000千円	100%	各種事務業務の受託及び不動産の賃貸・管理業務
イー・ギャランティ・インベストメント株式会社	100,000千円	100%	ベンチャー企業に対する投資、有価証券の取得・保有・運用
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合(注)1	700,000千円	57%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・インベストメント1号匿名組合(注)2	285,000千円	82%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・ギャランティ1号匿名組合(注)3	300,000千円	51%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・ギャランティ2号匿名組合(注)4	100,000千円	55%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・ギャランティ4号匿名組合(注)5	100,000千円	50%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・ギャランティ5号匿名組合(注)6	175,000千円	60%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)

- (注) 1. 当該匿名組合は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が57%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
2. 当該匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が82%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
3. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
4. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ2号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が55%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
5. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ4号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

6. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ5号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が60%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

(14) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 62,720,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,506,400株（自己株式1,385株を含む。）
- (3) 株主数 8,871名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤忠商事株式会社	10,236,800株	24.0%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	5,051,700株	11.8%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	3,158,700株	7.4%
株式会社帝国データバンク	2,870,400株	6.7%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	1,882,300株	4.4%
江藤 公則	1,538,400株	3.6%
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,440,000株	3.3%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,359,700株	3.1%
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資 信託口）	933,800株	2.1%
THE BANK OF NEW YORK 133652	841,000株	1.9%

(注) 持株比率は自己株式（1,385株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価等として交付された新株予約権の状況

回次 (1株当たりの発行価額) (1株当たりの行使価額)	権利行使期間	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第9回 (423円) (1円)	2014年7月12日 ～2044年7月11日	80個	普通株式 32,000株	4名
第10回 (503円) (1円)	2015年7月11日 ～2045年7月10日	130個	普通株式 52,000株	4名
第11回 (2円) (637円)	2017年5月15日 ～2025年5月14日	2,700個	普通株式 1,080,000株	4名
第12回 (15円) (637円)	2019年5月15日 ～2027年5月14日	1,769個	普通株式 707,600株	4名
第13回 (1,028円) (1円)	2017年7月12日 ～2047年7月11日	130個	普通株式 52,000株	4名
第14回 (1,007円) (1円)	2018年5月16日 ～2048年5月15日	130個	普通株式 26,000株	4名
第15回 (1円) (1,042円)	2019年1月17日 ～2026年7月16日	12,690個	普通株式 2,538,000株	4名
第16回 (1,164円) (1円)	2019年9月21日 ～2049年9月20日	270個	普通株式 27,000株	4名

(注) 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価等として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
江藤公則	代表取締役社長	
唐津秀夫	取締役執行役員 営業部門長	
永井譲次	取締役執行役員 業務部長	
邨井望	取締役執行役員 経営管理部長	
金原義宏	取締役	
川内野康人	取締役	伊藤忠商事株式会社 保険ビジネス部長 伊藤忠オリコ保険サービス株式会社 社外取締役 ほけんの窓口グループ株式会社 社外取締役 はなさく生命保険株式会社 社外取締役
山内稔彦	常勤監査役	
山岡信一郎	監査役	株式会社ヴェリタス・アカウンティング 代表取締役社長 山岡法律会計事務所 パートナー
笠浩久	監査役	東京八丁堀法律事務所 パートナー 株式会社レナウン 社外監査役

- (注) 1. 取締役金原義宏氏及び川内野康人氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山岡信一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役金原義宏氏及び川内野康人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社は、監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 取締役山本和洋氏は2019年6月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額は次のとおりであります。

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	100,603千円 (4,500千円)	(注)1、2
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,169千円 (12,169千円)	
計 (うち社外役員)	10名 (6名)	112,773千円 (16,669千円)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額18,946千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川内野康人氏は伊藤忠商事株式会社の保険ビジネス部長を務めております。同社は、当社発行済株式の総数の24.0%を保有しており、その他の関係会社に該当しております。

監査役山岡信一郎氏は株式会社ヴェリタス・アカウンティングの代表取締役社長及び山岡法律会計事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役笠浩久氏は東京八丁堀法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川内野康人氏は伊藤忠オリコ保険サービス株式会社、ほけんの窓口グループ株式会社及びはなさく生命保険株式会社の社外取締役であります。当社は伊藤忠オリコ保険サービス株式会社と営業協力に関する契約を締結しており、顧客の紹介を受けております。ほけんの窓口グループ株式会社及びはなさく生命保険株式会社との間には特別の関係はありません。

監査役笠浩久氏は株式会社レナウンの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	金原 義宏	当該事業年度開催の取締役会には、10回中10回全てに出席し、企業の信用調査に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外取締役	川内野 康人	当該事業年度開催の取締役会には、10回中9回に出席し、保険事業に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外監査役	山内 稔彦	当該事業年度開催の取締役会には13回中13回全てに出席し、保険事業に関する豊富な知識や経験から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、16回中16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	山岡 信一郎	当該事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、公認会計士としての専門的知見から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、16回中16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	笠 浩久	当該事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、弁護士としての法的な視点及び幅広い見識から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、16回中16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 20,000千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 20,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の過年度の実績をも踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を致しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

②その他監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に則り会計監査人の解任又は不再任を株主総会への提出議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、2006年5月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部を改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) コーポレートガバナンス

① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。

③ 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。

④ 社長直轄の内部監査室を設置して、定期的実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかを調査・検証する。また、その監査結果については社長に報告する。

⑤ 監査役は独立した立場から、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(ii) コンプライアンス

- ① 社長が任命したコンプライアンス責任者を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進・教育・研修の実施等により、役員及び使用人のコンプライアンス意識の周知徹底及び維持・向上を図る。
- ② 当社の事業に関連する法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
- ③ 通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口）を充実する。
- ④ 当社は反社会的勢力と絶対につき合わないという代表取締役の信念のもと、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより、関係を一切遮断する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、業務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応することにより、いかなる利益供与も行わない。

(iii) 財務報告の適正性確保のための体制

- ① 財務報告の適正性・信頼性確保のため、別途定める「内部統制基本計画書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
- (ii) 情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報管理に関する規則・基準等を定めて適切に対応する。
- (iii) 取締役及び監査役がいつでも上記の情報を閲覧できる体制を整備する。
- (iv) 取締役は使用人に対し「文書管理規程」等に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程・基準を整備し、平時における事前予防体制構築に取り組む。
- (ii) 具体的には、顧客への与信及び保証限度の設定については規程及びマニユ

アルを整備しリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組む。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の効率的な職務執行を確保するため、原則として月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - (ii) 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (iii) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署長が当社における子会社管理責任者として当該子会社の経営を指導・管理する義務を負う。
 - (ii) 子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付ける。また、当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を確立する。
- (イ) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者（(ハ) (ニ)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の取締役会に当社役員が出席することにより、業務執行報告を受け、取締役の職務の執行状況を確認する。
- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の子会社管理規程において、子会社の経営に関する事項・資本政策・決算・役員人事・財務・事業企画・システム開発・その他重要事項などを当社の経営会議による事前承認事項とし、会計監査人の監査報告を当社の経営会議への報告事項と定めるなど、当社グループ全体でのリスク管理体制を整備する。
- (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ業務の執行状況について定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について当社の経営会議で事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は「経営理念」「行動規範」を経営の基本として策定し、当社および子会社はその規模や特性に応じて適切なコンプライアンス体制を構築する。こ

れを実践するため「コンプライアンス・プログラム」に基づき、法令・定款の遵守を図る。

- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (i) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないものの、監査役が必要と認めた場合は、取締役と協議の上、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。
- (g) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役の職務を補助すべき使用人の監査役補助業務遂行においては、取締役・内部監査室長等の指揮命令は受けないこととする。また取締役はその独立性に関し、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
 - (ii) 監査役補助使用人の人事事項については常勤監査役の意見を尊重する。
- (h) 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役補助使用人は、監査役の指示に従い、自らあるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析等を行わなければならない。
- (i) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (i) 監査役は、取締役会はもとよりその他経営会議等重要会議に出席することにより経営上の重要事項・業務執行状況等について報告を受ける体制とする。
 - (ii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。
 - (iii) 監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。
 - (iv) 使用人は、監査役に対し直接報告できるものとする。
 - (ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (i) 監査役は、子会社取締役会に陪席すること等により経営上の重要事項・業務執行状況等に関する実情を把握する。
 - (ii) 子会社管理規程があり、これに則って必要な報告を受ける。
 - (iii) 子会社役職員は、必要の都度、監査役に対し直接報告できるものとする。
- (j) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な

取扱を受けないことを確保するための体制

- (i) 監査役は、通報内容の機密保持を保障する。
 - (ii) 必要に応じ、内部情報提供制度（ホットライン）規程等に準じ適切な措置を講ずる。
- (k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (i) 監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、監査役がその職務の執行について会社に対して、上記を請求したときは、会社は当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
 - (ii) 監査役会は、職務遂行上必要な費用について、審議のうえ予算を作成し、会社側担当部署に伝える。また臨時、緊急時の費用については所要の手続きをとる。
- (l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合を持つ。
 - (ii) 内部監査室は監査役との密接な連携を保ち、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (iii) 監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
 - (iv) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) コンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンスに関する事例の報告を実施することで、コンプライアンスの重要性を共有する機会を維持するとともに、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
 - (ii) 内部情報提供制度（ホットライン）規程を定め、社内（コンプライアンス

- 責任者)及び社外(顧問弁護士)の相談窓口を明確にしております。
- (iii)月に一度、内部統制の継続的な改善にかかる進捗管理会議を実施し、財務報告に係る内部統制を含む全社レベルでの内部統制システムを継続的に評価し、改善を図っております。
- (b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i)取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存するよう整備を図っております。
- (ii)情報の管理については、情報管理規程、関連規則及びマニュアルにおいて情報管理の指針と遵守すべき具体的な事項が示されております。
- (c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i)経営会議にて、当社事業における信用リスク引受け・流動化に関して、リスクマネジメントの観点より、効率良く迅速かつ適切に方針決定・意思決定を実施する体制が整備されております。
- (ii)与信管理規程、リスク移転に関する業務手続規程及び流動化マニュアル等、リスク管理に関連する規程・基準・マニュアルを整備し運用の徹底を図っております。
- (iii)基準・マニュアル類については適宜見直しをルール化することで規程及びマニュアルを整備し、リスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組んでおります。
- (d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i)組織規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にすることで意思決定の迅速化や業務執行の効率化を図っております。
- (ii)機動的な戦略の実行及び執行責任を明確化することを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- (e)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i)子会社管理規程によって子会社の管理に関する指針が明確にされており、子会社の運営管理に関する事項、月次決算及び予実管理に関しては当社経営会議にて報告され、レビューされております。
- (ii)子会社の取締役会に当社役員が出席し、報告される業務執行内容について毎月レビューするとともに、重要案件については当社の経営会議で事前に協

議を行っております。

- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための使用人を選任するための体制が整備されております。
 - (ii) 当該使用人の人事事項は、監査役の意見を尊重して決定され、また当該使用人は監査役の指揮命令のみに従うことで、独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する体制が整備されております。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (i) 取締役会、経営会議、代表取締役との会合及び内部監査報告会への出席を通じて経営上の重要事項に関する報告を受ける体制を整備しております。
 - (ii) 経営会議規程に基づき、各決議事項・報告事項等の必要事項が監査役へ報告されております。監査役は必要な場合は適宜子会社の取締役、監査役より報告を求め、また子会社の取締役会に必要に応じて陪席しており、経営上の重要事項・業務執行状況等を把握しております。
 - (iii) 使用人が監査役会に直接報告することができるよう監査役会規程を整備しております。
- (h) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
 - (i) 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないよう内部情報提供制度（ホットライン）規程を整備しております。
- (i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査費用請求権については、監査役会規程により確保されております。
 - (ii) 監査役会規程の定めにより、監査役会において必要な費用の予算が確保される体制を整備しております。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会規程において代表取締役と定期的な会合を持つことが定められており、定期的な会合が開催されております。
 - (ii) 監査役会は年3回の会計監査人との会合において当社の会計監査内容等につき説明・報告を受けており、常勤監査役は監査報告会へ出席すると共に、適宜会計監査人との情報交換を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告中の金額表示は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,645,123	流動負債	3,531,305
現金及び預金	9,232,731	買掛金	7,889
売掛金	58,440	未払法人税等	2,693
有価証券	2,602,474	前受金	3,059,366
前払費用	1,152,221	保証履行引当金	216,981
未収入金	358,833	賞与引当金	124,148
未収還付法人税等	139,527	預り金	24,541
その他	100,895	その他	95,682
固定資産	2,799,619	固定負債	115,282
有形固定資産	1,392,105	長期未払金	115,282
建物	762,792		
車両運搬具	337	負債合計	3,646,588
器具及び備品	37,030	(純資産の部)	
土地	591,944	株主資本	11,558,616
無形固定資産	77,068	資本金	1,643,135
ソフトウェア	77,068	資本剰余金	1,053,135
投資その他の資産	1,330,445	利益剰余金	8,863,119
投資有価証券	855,250	自己株式	△774
その他の関係会社有価証券	116,220	新株予約権	135,065
長期前払費用	197	非支配株主持分	1,104,472
敷金保証金	207,490	純資産合計	12,798,155
繰延税金資産	151,287		
資産合計	16,444,743	負債・純資産合計	16,444,743

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,956,734
売 上 原 価		1,208,325
売 上 総 利 益		4,748,408
販売費及び一般管理費		2,029,605
営 業 利 益		2,718,802
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,852	
有 価 証 券 利 息	23,560	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5,312	
そ の 他	2,021	32,747
営 業 外 費 用		
雑 損 失	546	546
経 常 利 益		2,751,004
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	109,970	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23,547	133,517
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,617,487
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	228,325	
法 人 税 等 調 整 額	△44,371	183,954
当 期 純 利 益		2,433,533
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		132,334
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,301,198

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,643,135	1,053,135	7,114,487	△677	9,810,081
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△552,566		△552,566
親会社株主に帰属する当期純利益			2,301,198		2,301,198
自己株式の取得				△97	△97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,748,632	△97	1,748,535
当 期 末 残 高	1,643,135	1,053,135	8,863,119	△774	11,558,616

(単位：千円)

	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	117,379	1,033,521	10,960,981
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△552,566
親会社株主に帰属する当期純利益			2,301,198
自己株式の取得			△97
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,686	70,951	88,637
当 期 変 動 額 合 計	17,686	70,951	1,837,173
当 期 末 残 高	135,065	1,104,472	12,798,155

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,518,105	流動負債	3,682,367
現金及び預金	6,281,792	買掛金	91,361
売掛金	60,340	未払金	164,953
有価証券	2,602,474	未払費用	40,714
前払費用	1,150,718	前受金	3,053,261
未収入金	382,340	保証履行引当金	91,473
未収還付法人税等	138,935	賞与引当金	124,148
その他	901,504	預り金	114,541
固定資産	3,985,666	その他	1,912
有形固定資産	499,579	固定負債	115,282
建物	304,312	長期未払金	115,282
車両運搬具	337		
器具及び備品	36,677	負債合計	3,797,649
土地	158,251	(純資産の部)	
無形固定資産	114,393	株主資本	11,571,056
ソフトウェア	114,393	資本金	1,643,135
投資その他の資産	3,371,693	資本剰余金	1,053,135
投資有価証券	800,000	資本準備金	1,053,135
関係会社株式	250,100	利益剰余金	8,875,559
その他の関係会社有価証券	1,954,716	その他利益剰余金	8,875,559
長期前払費用	197	繰越利益剰余金	8,875,559
敷金保証金	207,490	自己株式	△774
繰延税金資産	159,190	新株予約権	135,065
資産合計	15,503,772	純資産合計	11,706,122
		負債・純資産合計	15,503,772

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,100,448
売 上 原 価		
支 払 保 証 料	1,287,946	
諸 手 数 料	383,584	
保 証 履 行 引 当 金 繰 入 額	74,169	1,745,700
売 上 総 利 益		4,354,747
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,003,283
営 業 利 益		2,351,464
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,834	
有 価 証 券 利 息	23,560	
匿 名 組 合 出 資 利 益	214,489	
そ の 他	13,862	253,746
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90	90
経 常 利 益		2,605,120
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	109,970	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23,547	133,517
税 引 前 当 期 純 利 益		2,471,603
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	225,303	
法 人 税 等 調 整 額	△55,330	169,973
当 期 純 利 益		2,301,630

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,643,135	1,053,135	1,053,135
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,643,135	1,053,135	1,053,135

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	7,126,495	7,126,495	△677	9,822,089	117,379	9,939,468
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△552,566	△552,566		△552,566		△552,566
当 期 純 利 益	2,301,630	2,301,630		2,301,630		2,301,630
自己株式の取得			△97	△97		△97
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					17,686	17,686
当 期 変 動 額 合 計	1,749,063	1,749,063	△97	1,748,966	17,686	1,766,653
当 期 末 残 高	8,875,559	8,875,559	△774	11,571,056	135,065	11,706,122

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 神代 勲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 大村 広樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 神代 勲	Ⓜ
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士 大村 広樹	Ⓜ
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

イー・ギャランティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山内 稔彦 ㊟

社外監査役 山岡 信一郎 ㊟

社外監査役 笠 浩久 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第20期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 14円
総額 595,070,210円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

現任の取締役川内野康人氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において選任されました場合の任期は、前任者の任期の満了する2021年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
黒澤 秀雄 (1954年6月18日生)	1978年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 同社金融法人部第二課長兼ダイ レクトマーケティング室長 2002年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 自動車営業推進部企画特命部長 兼コンプライアンスオフィサー 2005年 4月 同社中国本部岡山支店長 2008年 4月 同社理事東京企業本部総合営業 第三部長 2010年 4月 同社執行役員東京企業本部総合 営業第三部長 2011年 4月 同社執行役員中部本部長 2012年 4月 同社常務執行役員中部本部長 2013年 4月 MSK保険センター株式会社 代 表取締役社長 2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 特別顧問 2015年 7月 公益財団法人 自動車リサイク ル促進センター業務執行理事 (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 黒澤秀雄氏は社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。
3. 取締役候補者黒澤秀雄氏は、長年、損害保険会社において幅広い業務に従事し、保険事業に精通しており、経営経験も豊富に有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者黒澤秀雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 社外取締役候補者黒澤秀雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じるものではありません。

6. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。本議案の選任が承認された場合、黒澤秀雄氏との間において、当該責任限定契約を締結する予定であります。

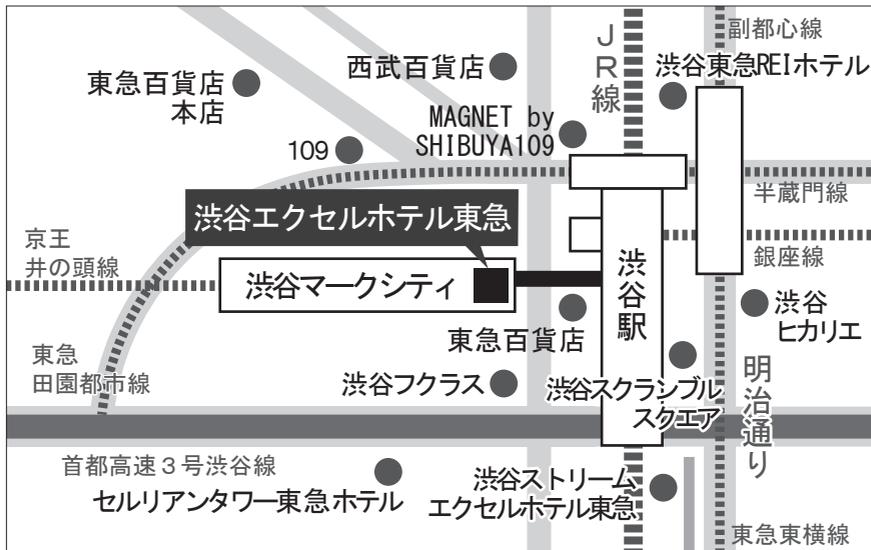
その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急6階
プラネッツルームA



(交通のご案内)

JR渋谷駅 (ハチ公口、南口)

東京メトロ半蔵門線・東急田園都市線渋谷駅 (5番出口)

東京メトロ銀座線渋谷駅

東京メトロ副都心線・東急東横線渋谷駅

京王井の頭線渋谷駅